

第3章 計画の重点目標

1. めざす環境像

本計画全体でめざす東村山市の環境上の目標を表すため、総括的・象徴的に表現した理想の環境像を以下のとおりとします。

『 環境をまもり、豊かなところを育むまち 』

2. 環境保全・回復・創造における重点目標

本計画においては、東村山市の特性、東村山市における環境問題の現状や地球規模に及ぶ影響の深刻さや現象の不可逆性（もとに戻らないこと）等を考慮し、以下のとおり重点的に取り組む施策を掲げます。

（1）地球温暖化対策の推進

温室効果ガスの排出削減を徹底することを重点目標とします。

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスについて、市内の公共施設・庁舎、事業者、家庭から排出される状況の実態把握を行い、排出削減の指導、啓発を推進していきます。

（2）省エネルギー・省資源の推進

省エネルギー・省資源を徹底することを重点目標とします。

地産地消*の推進や節水などの省エネルギー・省資源行動を啓発するとともに、それらにつながる有効な製品等の導入を促進していきます。

（3）大気汚染、水質汚染、土壌汚染の防止、化学物質の適正管理

大気、水質、土壌の汚染の防止および化学物質の適正管理を徹底することを重点目標とします。

自動車からの排ガスなどに起因した窒素酸化物*・浮遊粒子状物質*等の環境基準を達成するため、大気汚染対策をさらに推進していきます。

また、河川の水質改善を進め、土壌汚染や環境中への化学物質の排出の実態把握と対策を進めていきます。

(4) 都市生活型公害への取り組み

騒音、振動、悪臭の発生防止、路上喫煙の防止を徹底することを重点目標とします。

主要幹線道路における騒音の環境基準を達成するため、適正運転の徹底等の啓発を推進していきます。悪臭や路上喫煙の苦情発生防止のため、事業所や家庭における対策や喫煙者への指導・啓発をさらに進めていきます。

(5) ごみの減量・資源化、適正処理の推進

廃棄物の発生抑制・分別・資源化・適正処理を徹底することを重点目標とします。

分別回収や、有料化などの経済的な手法により、ごみの総量は減少傾向にあります。さらなる発生抑制・資源化を推進していきます。

(6) 緑化の推進、良好な自然環境の保全・回復

自然のみどりである里山*を保全し、緑被率*を維持することを重点目標とします。

雑木林、屋敷林、街路樹、公園緑地を確保し、自然に親しめるまちづくりを推進していきます。

(7) 農地の保全と育成

農地の多面的機能を生かすまちづくりに取り組み、低炭素社会を築くために地産地消を進めることを重点目標とします。

農地は、食物生産の基盤であるとともに、まちに潤いをもたらす、ゆとりある空間を創出することから、保全を図るとともに、農産物の流通を促進していきます。

(8) 水辺環境の整備、水循環*の保全・回復

自然に恵まれた水辺を保全し、水循環の機能を回復し、維持することを重点目標とします。

自然型護岸の水辺や緑地を保全し、地表の雨水浸透性を高めることで土地の水循環機能の回復を図っていきます。

(9) 生態系・生物多様性の保全

動植物の保護、生物の生息・生育環境、生物多様性の保全を進めることを重点目標とします。

雑木林や水辺などの生物の自然な生育環境を確保し、減少しつつある動植物の保護を図っていきます。生物の生息環境の保全につながるよう、市内や周辺地域の緑地間のネットワーク化を推進していきます。

(10) 地域の環境と調和した良好な都市景観の形成

自然やまちなみに調和した美しい景観を保全し、まちの清潔さを維持することを重点目標とします。

地域環境を損ねないようなまちの美しさを形成し、ごみのポイ捨てや不法投棄を防止していきます。

(11) 歴史的、文化的遺産の保全

歴史的、文化的遺産の保護、周辺環境の整備、緑道などによるネットワークの充実を重点目標とします。

国、都、市指定文化財の保護、調査、活用、情報発信を進め、周辺の環境、道路などの整備を図るとともに、相互を結ぶネットワークによりこれらの連携を図っていきます。